

住環境の保全に向けた住宅宿泊事業法に基づく民泊に対する監督体制の強化
等を求める意見書

住宅宿泊事業法に基づく民泊（住宅宿泊事業）については、観光立国の推進に伴う多様な宿泊ニーズへの対応や、空家の有効活用といった地域活性化の観点から期待が高まっている。

しかしながら、住宅宿泊事業の増加に伴い、宿泊者による騒音やごみ出し等による近隣トラブルが問題となっており、地域住民の平穏な生活環境を脅かす事例が後を絶たない状況である。

特に、住宅宿泊事業者が常駐していない物件や違法民泊におけるトラブルが深刻化しており、住民の安全・安心を確保し、地域社会と住宅宿泊事業が共生するためには、現行制度を抜本的に見直すことが不可欠となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 不適正な運営を行う事業者に対する行政処分を徹底するため、住宅宿泊管理業者・住宅宿泊仲介業者に対する監督体制を強化するとともに、住宅宿泊事業者を監督する地方公共団体への支援を行うこと。
- 2 地方公共団体が地域の実情に応じ、条例による実施期間の制限や独自の規制をより柔軟かつ効果的に運用できるよう、技術的助言等による支援を行うこと。
- 3 住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊事業を営む際の周辺住民に向けた事前説明の開催を促すとともに、トラブル発生時における事業者の緊急連絡先の周辺住民への明示、宿泊者に対する対面又はＩＣＴを活用した本人確認の徹底について広く周知すること。
- 4 違法民泊を根絶するため、警察や保健所との連携強化を促進すること。
- 5 住環境の保全を最優先にするため、住宅地において住宅宿泊事業を営む場合、周辺住民の意向を反映できる制度について検証し、必要があれば法改正も検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月8日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		